

国有林野の管理経営に 関する基本計画

〔平成10年12月25日策定〕

農 林 水 産 省

この管理経営基本計画は、国有林野の管理経営に関する法律（昭和26年法律第246号）第4条第1項の規定に基づき、農林水産大臣が定める平成11年1月1日から平成21年3月31日までを計画期間とする国有林野の管理経営に関する基本的事項についての計画である。

目 次

はじめに	1
1 国有林野の管理経営に関する基本方針	1
(1) 公益的機能の維持増進を旨とした管理経営への転換	1
(2) 森林の流域管理システムの下での管理経営	3
(3) 国民の森林としての管理経営	4
2 国有林野の維持及び保存に関する基本的な事項	4
(1) 森林の巡視，病虫害の防除等適切な森林の保全管理	4
(2) 保護林など優れた自然環境を有する森林の維持・保存	4
3 国有林野の林産物の供給に関する基本的な事項	5
(1) 林産物の供給	5
(2) 林産物等の販売	5
4 国有林野の活用に関する基本的な事項	6
(1) 国有林野の活用の適切な推進	6
(2) 公衆の保健のための活用の推進	6
5 国有林野の管理経営の事業の実施体制，長期的な収支の見通しその他事業の運営に関する事項	7
(1) 管理経営の事業実施体制	7
(2) 長期的な収支の見通し	8
(3) その他事業運営に関する事項	9
6 その他国有林野の管理経営に関し必要な事項	10
(1) 森林整備への国民参加	10
(2) 地球温暖化防止対策の推進	10
(3) 林業技術の開発普及	10
(4) 地域振興への寄与	11
(5) 人材の育成	11
(6) 労使協力の推進	11

はじめに

国有林野事業は、木材需給構造の変化等を背景として我が国林業の採算性が著しく低下する中、伐採可能な資源量の減少や情勢変化への対応の遅れなどから厳しい経営状況に陥っている。他方、生活の質的充実や地球環境問題を背景に、森林の有する公益的機能の高度発揮等に対する国民の要請はますます強まってきている。

こうした状況の中で、将来にわたって国有林野事業の使命を十全に果たしていくため、国有林野を名実ともに「国民の森林」とするとの基本的な考え方の下に、管理経営の方針を林産物の供給に重点を置いたものから、公益的機能の維持増進を旨とするものに転換し、簡素かつ効率的な業務運営体制にするとともに、一般会計繰入を前提とした会計制度にするなど抜本的な改革を実施することとする。

このため、あらかじめ国民の意見を聴いた上で、国有林野の管理経営に関する基本的な事項をこの計画で明らかにするとともに、毎年度の実施状況を公表する等の手続きにより透明性を担保しつつ、管理経営の実施状況等を踏まえて、5年ごとに計画を見直すことにより、抜本的な改革の着実な推進に努め、関係省庁との連携を図りつつ、国民各層の理解と協力を得ながら適切な管理経営を行うこととする。

1 国有林野の管理経営に関する基本方針

我が国の国土面積の2割、森林面積の3割に当たる国有林野を管理経営している国有林野事業は、森林・林業、国有林野事業に対する国民の多様な要請と期待の下に、①国土の保全その他国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るとともに、あわせて、②林産物を持続的かつ計画的に供給し、③国有林野の活用によりその所在する地域の産業の振興又は住民の福祉の向上に寄与することを目標として、事業実行の効率化と併せて簡素かつ効率的な体制の整備を図りつつ、次の基本方針に即した管理経営を行うこととする。

(1) 公益的機能の維持増進を旨とした管理経営への転換

我が国の国有林野は、奥地脊梁山地や水源地域に広く所在しており、かつ、地域特有の景観や豊富な生態系を有する森林も多く、その適切な管理経営を通じて、国土の保全その他の公益的機能の高度発揮に重要な役割を果たしている。近年においては、このような森林の有する公益的機能の発揮への期待が高まり、とりわけ地球温暖化の防止や生物多様性の確保等の観点から地球的規模で森林を持続的に利用管理するという認識が急速に広まるとともに、森林とのふれあいに対する期待が高まるなど、森林に対する国民の要請が多様化してきている。

国有林野の管理経営に当たっては、公益的機能の維持増進を旨とするものに転換する方針の下で、国民のこうした要請に適切に対応するため、個々の国有林野を重点的に発揮させるべき機能によって類型化し（表１）、「水土保持林」、「森林と人との共生林」、「資源の循環利用林」の３区分に再編する。

表１ 国有林野の新たな機能類型区分

機能類型区分	機能類型区分の考え方	管理経営の考え方
水土保持林	土砂流出・崩壊の防備，水源のかん養等安全で快適な国民生活を確保することを重視する森林	樹根や表土の保全，下層植生の発達が期待される育成複層林施業，長伐期施業等の推進
森林と人との共生林	原生的な森林生態系等貴重な自然環境の保全，国民と自然とのふれあいの場としての利用を図ることを重視する森林	野生動植物の生息・生育する森林の保護・整備，森林浴や自然観察等保健・文化・教育的な活動の場の整備，自然景観の維持等
資源の循環利用林	環境に対する負荷が少ない素材である木材の効率的な生産を行うことを重視する森林	森林の健全性を確保し，多様化する木材需要に応じた林木を育成するための適切な更新，保育及び間伐の推進

育成複層林施業：林木を択伐等により部分的に伐採し，人為により複数の樹冠層を構成する森林として成林させる施業

長伐期施業：通常の伐期齢（例えばスギの場合40年程度）の２倍程度に相当する林齢で主伐を行う施業

このうち、これまで国有林全体の５割を占めていた木材生産の機能の発揮を第一とする森林については、「資源の循環利用林」として２割に縮小する一方、山地災害の防止、水源のかん養等の機能を第一とする森林については、「水土保持林」、森林生態系の保全、保健文化等の機能を第一とする森林については、「森林と人との共生林」に区分し、これらをいわゆる公益林として８割に拡大

する。

森林の取扱いについては、流域毎の自然的特性を勘案しつつ、機能類型区分ごとの管理経営の考え方に即して適切な施業を推進することとする。

この場合、公益林を中心に、林木だけでなく下層植生や動物相、表土の保全等森林生態系全般に着目して公益的機能の向上に配慮するものとする。

特に、今回拡充することとした「水土保持林」については、伐採年齢の長期化、林齢や樹種の違う高さの異なる複層状態の森林の整備、小面積・モザイク的配置に留意した施業を行うなど災害に強い国土基盤の形成、良質な水の安定的な供給を確保する観点をより重視した管理経営を計画的かつ効率的に推進するものとする。

林道等の路網については、林産物の搬出、森林の育成のみでなく、適切な保全管理等を効率的に行うために必要であり、森林の公益的機能が高度に発揮されるよう施業方法に応じて計画的に整備する。治山事業については、今後とも民有林治山事業等との連携の下に計画的に推進する。

国有林野の適切な管理経営に必要な財政措置として、公益林の保全管理等に必要な経費の一般会計からの繰入を行うこととし、独立採算制を前提とした特別会計制度から、一般会計繰入を前提とした特別会計制度に移行する。

(2) 森林の流域管理システムの下での管理経営

国有林野の管理経営に当たっては、流域（森林計画区）を単位として民有林、国有林が連携して森林の整備等を行う流域管理システムの下で、流域の課題やニーズの的確な把握、森林計画等の策定のための意見調整、林業事業体の育成等について民有林関係者等と連携して推進する必要がある。

このため、民有林と同一の流域を単位として国有林野の管理経営に関する計画を立てるとともに、流域を勘案した組織機構に再編するなど体制を整備し、民有林との連携を強化するとともに、流域森林・林業活性化協議会（以下「活性化協議会」という。）等の場を通じ、流域管理システムの推進に向けて各流域の特性に応じて積極的に取り組むこととする。

この場合、国有林における伐採予定等の管理経営に関する情報を提供するほか、地域の森林整備についての課題やニーズを把握し、これを事業運営に反映させるよう努めることとする。また、地域のニーズに対応した技術開発や研修に必要なフィールドを提供するほか、森林施業等について適切な助言を行うものとする。

また、地域材の銘柄化に向け、民有林と一体となった計画的な木材の供給に努めるとともに、関係者の合意が得られた流域にあっては、生産目標、森林施

業等の共通化に積極的に対応する。流域の森林整備等を担う林業事業体については民有林行政との連携を図りつつ計画的な事業の発注等に努め、その育成整備を図るものとする。路網については、民有林林道等の計画との調整を図り、民有林、国有林一体となった効率的な整備を推進するものとする。

さらに、上下流の連携を強化するため下流住民等に対する情報の提供、林業体験活動等を促進するとともに、活性化協議会等と協力して下流住民等の活性化協議会への参加を促し、その理解と協力を得つつ森林整備を推進するものとする。

(3) 国民の森林としての管理経営

国民共通の財産である国有林野の管理経営に当たっては、国有林野を国民の森林として位置付け、国民に開かれた管理経営を目指すものとする。

このため、管理経営状況の公表など国有林野事業の実施に係る情報の開示、地域で開かれる自然教育活動等への協力などを通じ、森林インストラクター等の活用も図りながら森林・林業に関する情報・サービスの提供に努めるとともに、地域管理経営計画の策定等の機会を通じて広く国民の意見を聴くこととする。

また、保健・文化・教育的な活動の場に適している国有林野については、国民各層の利用の促進に努めるほか、分収林制度やボランティアによる森林整備を進めるなど、国有林野の利用や森林整備への国民参加を促進することとする。

2 国有林野の維持及び保存に関する基本的な事項

(1) 森林の巡視，病虫害の防除等適切な森林の保全管理

国民共通の財産である国有林野を適切に保全管理することは、将来にわたって国有林野事業の使命を十全に果たす上で極めて重要である。

このため、森林巡視，山火事の防止，森林病虫害や鳥獣被害の防除，標識の設置，保安林の適切な管理等の森林の保全管理に努めるとともに、境界の保全，貸付・使用等による国有財産の管理を適切に実施する。また、森林の保全管理に当たっては、地域住民，地元自治体，民有林関係者等との協力・連携を図るとともに、入林者への山火事防止意識の啓発等に努めるものとする。

(2) 保護林など優れた自然環境を有する森林の維持・保存

奥地脊梁山地に広く所在している国有林野は、優れた景観を有し、貴重な野生動植物が生息・生育するなど豊富な森林生態系を維持している森林も多く、地球環境保全や生物多様性の確保の観点からも、その維持・保存はますます重要になってきている。

このため、国有林野の管理経営を公益的機能の維持増進を旨とするものへ転換することに伴い、自然環境の維持、動植物の保護、遺伝資源の保存等を図る上で重要な役割を果たしている森林については、「森林と人との共生林」に区分し、自然環境の保全を第一とした管理経営を行うとともに、特に原生的な天然林や貴重な動植物の生息・生育地等特別な保全・管理が必要な森林については、保護林として積極的に指定するなどその拡充を図ることとする。

これに加え、森林生態系保護地域を中心に他の保護林とのネットワークの形成を図るため、いわゆる「緑の回廊（コリドー）」を設定し、野生生物の自由な移動の場として保護するなど、より広範で効果的な森林生態系の保護に努めるものとする。

また、このような森林を大学や研究機関にも学術研究のフィールドとして提供するなど、積極的な情報提供に努める。

入林者の影響等による植生の荒廃の防止、回復のための措置が必要な箇所については適切に対処するとともに、立入が可能な区域においては、学習の場等として多くの国民が利用できるよう歩道の整備に努めるほか森林生態系に関する知識の普及啓発に努める。さらに、国民の意見を反映した保護林のあり方やその保全・管理についてN G O等の協力を得るなどして幅広く検討するとともに、環境行政との緊密な連携を確保する。

3 国有林野の林産物の供給に関する基本的な事項

(1) 林産物の供給

国有林野事業においては、これまで木材生産を森林の主要な機能の一つとして位置づけ、計画的・安定的な木材の供給を図ってきたところである。今後は、公益的機能を重視する管理経営に転換することなどに伴い当分の間は林産物の供給量が大幅に減少することとなる中で、特に資源の循環利用林については、地域における木材の安定供給体制の整備等が促進されるよう、持続的かつ計画的な供給に努めるとともに、多様な森林資源を有している国有林野の特性を活かし、民有林からの供給が期待しにくい樹材種の供給に努める。また、流域管理システムの推進の観点から、民有林・国有林一体となった産地銘柄の形成や国産材のP Rの展開等により国産材市場の活性化等に寄与することとする。

(2) 林産物等の販売

国有林野の林産物の販売については、より効率的な事業運営を図る観点から原則として立木販売により実施することとし、素材（丸太）販売については、高付加価値を期待できる高品質材等に限定することとする。

林産物の販売に当たっては、持続的・計画的に林産物を供給する方針の下で、安定的な需要を確保しつつ、需要動向に対応して弾力的に行うとともに、市場への販売委託を推進するなど、民間の木材市場等を活用し、収入の確保に努めることとする。

また、木材の生産・加工の担い手の育成整備を図る観点から、協定に基づく長期的・安定的な販売の推進に努めることとする。

環境緑化木等国有林野に賦存する多様な資源については、公益的機能の発揮に配慮しつつ、地域振興、資源の有効利用等の観点から適切な販売に努めるものとする。

4 国有林野の活用に関する基本的な事項

(1) 国有林野の活用の適切な推進

国有林野の活用にあたっては、その所在する地域の社会的経済的状況、住民の意向等を考慮して、農林業の構造改善のための活用、公用、公共用施設への活用、公衆の保健のための活用等地域における産業の振興、住民の福祉の向上、都市と農山村の交流の促進による地域社会の活性化に資するよう積極的に推進するものとする。

また、林野・土地等のうち、土地については資産の徹底した見直しを行い、事業遂行上不可欠なものを除き、可能な限り売り払うこととし、林野については、公益的機能の発揮、木材生産機能の確保等との調整を図りつつ、「市町村の森」など地域住民の福祉の向上に寄与する森林や、農林業をはじめとした地元産業の振興等に必要な林野等の売払いを推進するほか、森林を活かした生活空間の形成等の地域振興に寄与する国有林野の活用に取り組むものとする。

このような国有林野の活用を通じて収入の確保にも資するものとする。

(2) 公衆の保健のための活用の推進

国有林野の管理経営を公益的機能の維持増進を旨とするものへ転換することに伴い、国有林野のうち自然景観が優れ、森林浴や自然観察、野外スポーツ等に適したもの及び快適な生活環境を保全・形成する上で重要な役割を果たしているものについては「森林と人との共生林」に区分するとともに、そのうち国民の保健・文化・教育的利用に積極的に供することが適当と認められる国有林野を「レクリエーションの森」として選定して、広く国民に開かれた利用に供することにより、森林とのふれあいを通じた豊かな国民生活の実現に資するものとする。

この場合、森林とのふれあいに対する多様化、高度化する国民の要請を踏ま

え、幼児、青少年から高齢者までの国民各層が四季折々の自然の美しさや心身の安らぎを享受するとともに、精神的な豊かさを養うことができるような場を提供していくとの観点から、既存の事業も含め今後の具体的な推進方策について検討していくものとする。

その際、民間活力を活かした施設整備を推進するとともに、受益の程度に応じた適切な負担の実現に努めるものとする。

また、特に一定の施設整備を行うべき地域については、新たに、広く公衆の保健利用に供するための計画を策定し、国土の保全、自然環境の保全等の公益的機能との調和を図りながら、民間の能力を活かして休養施設、スポーツ又はレクリエーション施設、教養文化施設等の整備を行うものとする。

5 国有林野の管理経営の事業の実施体制、長期的な収支の見通しその他事業の運営に関する事項

(1) 管理経営の事業実施体制

国有林野事業の実施体制については、新しい森林整備の方向や流域管理システムの推進に配慮しつつ、行政改革の方向を踏まえて、平成15年度までの集中改革期間に効率化を推進し、適切な管理経営の体制を確立するものとする。

ア 効率的な事業の実施

今後の事業実行については、以下に述べる簡素な組織・要員の下で効率的に行うこととし、その実施に当たっては、民間事業者の能力を活用しつつ、国の業務は保全管理、森林計画、治山等に限定し、伐採、造林等の実施行為は、民間事業者に委託して行うことを緊急に推進し、集中改革期間終了後できるだけ早い時期に当該実施行為のすべてを民間事業者に委託して行うものとする。

また、これまで国が実施してきた林産物売払いに係る収穫調査等については、国の監督下にある指定調査機関への委託を推進することとする。

なお、地域の実情等を踏まえつつ民間委託になじまないものについては、国で実施するなど適切に対処することとする。

イ 簡素かつ効率的な組織機構の下での管理経営

組織機構については、国有林野の管理経営を森林管理等の行政的な業務を主体とするものへ移行すること及び実施体制の効率化を図ることを基本として、平成11年3月に、14営林(支)局をブロック（北海道、東北、関東、中部、近畿中国、四国、九州）毎の7つの森林管理局に、また、流域を単位に国有

林野の所在等を勘案して、229の営林署を98の森林管理署等に再編整備するなど、徹底した簡素・合理化を平成15年度までに集中的に行い、簡素かつ効率的な組織の下で適切な管理経営を行うこととする。

ウ 必要かつ最小限の職員数による管理経営

国有林野事業については、国有林野の管理経営の方針を公益的機能の維持増進を旨とするものとするとともに、伐採、造林等の実施行為のすべてを民間事業者へ委託して行うこと及び現場における適切な森林保全管理を推進することに対応した効率的な実施体制を整備することを目的として、平成15年度までの集中改革期間終了後できるだけ早い時期に、その職員数を今後の業務に応じた必要かつ最小限のものとする。

このため、集中改革期間において、職員数の適正化を緊急に推進することとし、省庁間配置転換等に加え、特別給付金の支給等定年前退職を促進することとする。

なお、職員数の適正化に当たっては、本人の意に反して退職させないとの考え方の下で適切に推進する。

(2) 長期的な収支の見通し

本計画を踏まえ、一定の条件のもとで収支を試算すると次のとおりである。

(単位：億円)

	平成11～15年度 (年度平均)	平成16～20年度 (年度平均)
収 入	2, 0 5 0	2, 0 2 0
自己収入 (一般会計受入等を含む)	1, 4 8 0	1, 6 0 0
借 入 金	3 2 0 (2 5 0)	0 (4 2 0)
支 出	2, 0 5 0	2, 0 2 0
事業関係費等	1, 7 6 0	1, 4 5 0
利子・償還金	2 8 0	5 8 0
収 支 差	0	0

注：1 借入金欄の上段は新規の借入金、下段の()は、その借換に係る借入金である。

2 四捨五入により計が一致しない場合がある。

3 試算の主な前提条件については、別紙のとおりである。

(3) その他事業運営に関する事項

ア 事務の改善合理化

国有林野事業における事務については、現場業務を有する特質を踏まえそのあり方を見直し、効率化に努める。電算化に適合した事務については、林野庁の大型コンピュータと森林管理局、森林管理署等の演算処理能力を有する小型コンピュータを電話回線でネットワークした「分散処理システム」等により、本庁・局・署等を通じた事務処理の推進に努めるとともに、電算化で対処することが困難な事務については、本庁、局、署の各段階における事務を見直し、簡素化に努める。

また、森林の管理について地図情報等も電算化する等の手法の検討に取り組むこととする。

イ 労働安全衛生の確保

労働安全衛生の確保は、職員の安全と健康を守るとともに、事業の円滑な運営にとって不可欠な条件であることから、労働災害防止については、人命尊重を基本理念として、安全活動状況の分析・検討など現場実態等に対応した安全管理体制の機能の活性化及び安全で正しい作業の確実な実践等適切な安全管理の積極的な推進等により、労働災害の未然防止を図るとともに、健康管理については、成人病予防等の健康保持増進対策、メンタルヘルス対策等の推進を図ることとする。

ウ 林業事業体の育成強化

伐採、造林等の事業の実施行為は、地域の実情等を踏まえつつ、民間事業体等に全面的に委託することとしており、効率的、安定的な経営が可能となるような経営基盤の強い林業事業体を育成することが重要となっている。

このため、林業事業体の登録制度の活用、素材生産、造林事業等を組み合わせた請負事業を安定的・計画的に発注する長期協定システムや国有林材の安定的・計画的な販売を行う立木の安定供給システムの適切な実施、林業事業体の零細性克服のための共同請負事業体結成への誘導、労働安全衛生の確保についての適切な指導等に積極的に取り組むとともに、新たに、伐採、造林等の事業を一体的に行いうる発注方式の導入等の検討を行い、林業事業体の経営基盤の強化に資するよう努めることとする。

このような林業事業体の育成強化を通じて、林業労働力の確保にも資することとする。

6 その他国有林野の管理経営に関し必要な事項

(1) 森林整備への国民参加

国有林野事業においては、これまでも分収造林，分収育林等の制度を通じて国民参加の森林づくりを推進してきており，今後は，流域の上下流の相互理解に基づく森林整備を促進する観点から，下流住民等との連携を強めつつ，これらの制度を活用した水源林の設定を推進する。

さらに，ボランティア団体等が行う自主的な森林整備等へのフィールドの提供や必要な技術指導を行うなど，国民による国有林野の積極的な整備・利用を推進する。

こうした国民が中心となった森林の整備や森林とのふれあいなど様々な活動を行うための場所として「国民参加の森林」（仮称）を各森林管理署に1箇所程度設定することとする。

(2) 地球温暖化防止対策の推進

国有林野事業においては，平成10年6月に策定された「地球温暖化対策推進大綱」を踏まえつつ，環境と調和した循環型の経済社会を構築する一環として，森林の整備と木材，とりわけ国産材の利用を一体的に推進する森林・木質資源を活用した新たな循環型システムの普及，定着にも取り組むこととし，必要な保育，間伐の実施など健全で活力ある森林の整備を進めることにより，森林の二酸化炭素の吸収・固定機能の高度発揮を図るため，新たな機能類型に即した森林の整備を推進することとする。その際，上下流の連携や「国民参加の森林」づくりなどを通じた国民参加による森林整備の促進を図ることとする。

また，木材は，再生可能な資源であり，他の素材と比較して製品製造時の消費エネルギーが少なく，炭素を長期間貯蔵できる素材であるうえ，代替エネルギーや代替素材としての価値を期待できることから，建築資材等としての長期間の利用，一度利用した木材の再利用，他の資源の代替利用などのような木材の利用促進について林業・木材産業関係者と連携して，国民に対する積極的な啓発に努めるものとする。

(3) 林業技術の開発普及

森林の有する公益的機能の高度発揮等に対する国民の要請に対応し得る森林の整備を図るため，新たな技術開発目標に基づき，産学官の連携の下に国有林野の有する多様な森林とまとまりのあるフィールドを活用した技術開発を森林技術センターを拠点として計画的に推進する。

また、その成果は、国有林野の管理経営に活かすとともに、研修の場の提供等を通じて普及・定着に努め、地域林業の振興に寄与するものとする。

(4) 地域振興への寄与

地域振興への寄与は、国有林野事業の重要な使命の一つであり、地元自治体等の理解を得ながら進める必要のある国有林野事業の抜本的改革の過程においても十分な配慮が必要である。

このため、森林の整備や林産物の販売、国有林野の活用、森林空間の総合利用など、国有林野の諸活動と国有林野の多様な利活用を通じて、地域産業の振興、住民の福祉の向上等に寄与するよう努めるものとする。

(5) 人材の育成

今後の国有林野事業は、その使命を十全に果たすために必要最小限の要員規模で少数精鋭による管理経営を行っていかねばならないことから、人材の育成は極めて重要である。

このため、公益的機能の重視や流域管理システムの推進等国有林野の管理経営に関する基本方針を踏まえた研修の充実、行政官として幅広い知識と経験を養う市町村等との人事交流等を積極的に行うこととする。

(6) 労使協力の推進

国有林野事業の改革を実現する上で労働組合の理解と協力は極めて重要である。労使が国民の負託に応じて国有林野事業の使命を達成していくという共通の認識に立ち、相互理解と信頼に基づき、一体となって国有林野事業の改革を推進するよう努めるものとする。

(別紙)

主な前提条件は、以下のとおりである。

- ① 収穫量は、「森林資源に関する基本計画」における森林整備推進の考え方を踏まえた見込み数値。

	平成11～15年度(平均)	平成16～20年度(平均)
収 穫 量	4 6 0 万m ³ /年度	6 7 0 万m ³ /年度
主 伐	2 1 0	3 0 0
間 伐	2 5 0	3 7 0
(参考：更新量)	2 6 . 0 千ha/年度	3 5 . 9 千ha/年度
〔 人工造林 〕	3 . 8	5 . 4
〔 天然更新 〕	2 2 . 2	3 0 . 5

- ② 自己収入のうち

林産物販売額は、平成8年度実績単価を基に積算。(素材生産については、高品質材など特産樹種等を対象に70万m³で推移すると見込む)

- ③ 事業関係費等のうち

ア 業務管理費として、人件費と収穫調査等の民間委託による所要経費を見込む。

要員については、平成8年度末15千人のおおむね3分の1程度の規模。

イ 事業的経費については、このうち素材生産費等を除く額の約5割は過去5年間の収穫量の年平均量と連動して推移、残りの約5割の経費は固定。

- ④ 利子・償還金は、据置なし5年償還とし、金利3.5%として見込む。